

令和7年度東かがわ市国民健康保険運営協議会（第2回）

日時 令和8年2月18日（水）
14:00～

場所 東かがわ市役所 南棟3階 大会議室

1 開 会

2 開会挨拶

3 議 題

議題第1号 議事録署名委員の指名について

議題第2号 令和7年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算（案）について

議題第3号 令和8年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について

議題第4号 国民健康保険税の改正について

議題第5号 その他

4 閉 会

令和7年度

東かがわ市国民健康保険運営協議会(第2回)資料

令和7年度国民健康保険事業特別会計3月補正予算(案)

議題第2号

歳入

(単位:千円)

款	区分	R5		R6 当初 (A)	R7年度予算額					補正後 予算額(B)	
		当初	決算		当初 予算額	6月 補正	9月 補正	12月 補正	3月 補正		
01 国民健康 保険税	一般	医療給付費分現年	382,329	369,535	376,848	347,984					347,984
		後期高齢者支援金分現年	114,128	110,905	112,595	103,930					103,930
		介護納付金分現年	33,690	32,643	34,518	30,982					30,982
		医療給付費分過年度分	2,516	2,954	3,214	2,326					2,326
		後期高齢者支援金分過年度分	708	884	960	695					695
		介護納付金分過年度分	309	354	364	324					324
		医療給付費分滞納繰越分	14,430	17,519	13,752	12,917					12,917
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,476	4,904	3,504	3,369					3,369
		介護納付金分滞納繰越分	1,879	2,458	1,904	1,812					1,812
	退職	医療給付費分現年	0	0	0	0					0
		後期高齢者支援金分現年	0	0	0	0					0
		介護納付金分現年	0	0	0	0					0
		医療給付費分過年度分	0	0	0	0					0
		後期高齢者支援金分過年度分	0	0	0	0					0
		介護納付金分過年度分	0	0	0	0					0
		医療給付費分滞納繰越分	9	3	1	0					0
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	1	1	1	0					0
		介護納付金分滞納繰越分	1	1	1	0					0
02 使用料及び手数料	督促手数料	240	240	140	70					70	
03 都道府 県支出 金	保険給 付費等 交付金	普通交付金・一般分	2,717,991	2,672,066	2,700,000	2,650,061				▲ 181,283	2,468,778
		普通交付金・退職分	0	0	0	0					0
		特別調整交付金	0	0	0	0					0
		特別調整交付金(特別事 務)	10,634	24,265	10,423	6,424					6,424
		特別調整交付金(努力支 援)	13,987	3,999	12,434	9,845					9,845
		特別調整交付金(都道府県 2号)	18,910	26,638	14,079	19,230					19,230
	特定健診等負担金	11,170	10,356	11,170	9,050					9,050	
安定化基金 交付金	財政安定化基金交付金	0	0	0	0					0	
04 財産収入		136	61	136	815					815	
05 繰入金	一般会 計	保険基盤安定(保険税軽減分)	139,222	131,397	131,397	123,313				▲ 11,186	112,127
		保険基盤安定(保険者支援分)	66,081	62,740	62,740	55,091				4,996	60,087
		未就学児均等割保険税繰入金(R4~)	1,102	839	839	903				▲ 175	728
		職員給与等	10,539	8,780	9,879	8,175				100	8,275
		出産育児一時金等	4,000	1,325	3,334	3,334					3,334
		財政安定化支援事業	61,052	61,052	58,296	57,598					57,598
		その他一般会計繰入金(産前産後含む)	12,667	13	10,626	17,906				▲ 17,614	292
基金繰入金	167,936	0	132,582	22,789				▲ 22,789	0		
06 繰越金	その他繰越金	1	193,009	1	1				235,314	235,315	
07 諸収入	延滞金・ 加算金 及び過 料	一般 延滞金	5,000	4,159	6,000	6,000				▲ 2,000	4,000
		退職 延滞金	1	0	1	0					0
		一般 加算金	1	0	1	1					1
		退職 加算金	1	0	1	0					0
		過料	1	0	1	1					1
	雑入	一般返納金	2	1,085	2	2					2
		退職返納金	1	300	1	1					1
		一般第三者納付金	5,000	773	5,000	5,000					5,000
		退職第三者納付金	0	0	0	0					0
		雑入	1	0	1	1					1
08 国庫支出金		0	0	0	0	4,950				4,950	
計		3,799,152	3,745,258	3,716,746	3,499,950	0	4,950	0	5,363	3,510,263	

歳出

(単位:千円)

款	項	目	R5		R6 当初 (A)	R7年度予算額					
			当初	決算		当初 予算額	6月 補正	9月 補正	12月 補正	3月 補正	補正後 予算額(B)
01 総務費	総務管理費	一般管理費	10,539	8,780	9,879	8,175				100	8,275
		連合会負担金	4,748	4,748	4,713	4,689					4,689
	徴税费	賦課徴收費	4,073	4,124	3,777	5,389		4,950		▲ 495	9,844
	運営協議会費	運営協議会費	0	0	0	0					0
02 保険 給付費	療養諸費	一般療養給付費	2,494,748	2,268,701	2,462,907	2,268,018					2,268,018
		退職療養給付費	0	0	0	0					0
		一般療養費	18,967	14,448	17,005	15,298					15,298
		退職療養費	0	0	0	0					0
		審査支払手数料	8,575	7,644	8,438	8,031					8,031
	高額療養費	一般高額療養費	405,308	390,101	410,751	388,619					388,619
		退職高額療養費	0	0	0	0					0
		一般高額介護合算療養費	600	445	600	600					600
		退職高額介護合算療養費	0	0	0	0					0
	移送費	一般移送費	250	0	250	250					250
		退職移送費	0	0	0	0					0
	出産育児諸費	出産育児一時金	6,003	1,920	5,003	5,003					5,003
	葬祭諸費	葬祭費	3,250	3,350	3,100	1,800					1,800
	諸費	傷病手当金	0	0	0	0					0
03 国民健康 保険事業費 納付金	納付金	一般被保険者医療給付分納付金	559,486	559,486	519,690	542,191					542,191
		退職被保険者等医療給付分納付金	0	0	0	0					0
		一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金	184,391	184,391	176,214	159,166					159,166
		退職被保険者等後期高齢者支援金等分納付金	0	0	0	0					0
		介護納付金分納付金	57,467	57,467	54,351	53,036					53,036
04 共同事業拠出金	その他共同事業拠出金	1	1	0	0					0	
財政安定化基金拠出金	財政安定化基金拠出金	0	0	0	0					0	
05 保健事業費	保健普及費	6,550	2,758	4,753	3,836					3,836	
	特定健康診査等事業費	31,510	26,421	32,629	32,484					32,484	
06 基金積立金	財政調整基金積立金	136	61	136	815				1,459	2,274	
07 公債費	利子	0	0	0	0					0	
	安定化基金償還金	0	0	0	0					0	
08 諸支出 金	償還金及び還 付加算金	一般税還付金	2,400	875	2,400	2,400					2,400
		退職税還付金	150	0	150	150				▲ 150	0
		償還金	0	2,060	0	0				4,449	4,449
予備費			0	0	0	0	0	0	0	0	
計			3,799,152	3,537,781	3,716,746	3,499,950	0	4,950	0	5,363	3,510,263

令和8年度 東かがわ市国民健康保険事業特別会計予算(案)

《歳入》

(単位:千円)

科 目		R7当初予算	R8当初予算	増 減	
①国民健康保険税	一般被保険者 国民健康 保 險 税	医療給付費分現年度分	347,984	343,783	△ 4,201
		後期高齢者支援金分現年度分	103,930	102,757	△ 1,173
		介護納付金分現年度分	30,982	29,476	△ 1,506
		子ども・子育て支援金分現年度分	0	11,799	11,799
		医療給付費分過年度分	2,326	2,060	△ 266
		後期高齢者支援金分過年度分	695	614	△ 81
		介護納付金分過年度分	324	224	△ 100
		子ども・子育て支援金分過年度分	0	0	0
		医療給付費分滞納繰越分	12,917	11,981	△ 936
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,369	3,274	△ 95
		介護納付金分滞納繰越分	1,812	1,670	△ 142
		子ども・子育て支援金分滞納繰越分	0	0	0
		小 計	504,339	507,638	3,299
	退職被保険者 等国民健康 保 險 税	医療給付費分滞納繰越分	0	0	0
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	0	0	0
		介護納付金分滞納繰越分	0	0	0
小 計		0	0	0	
計		504,339	507,638	3,299	
②使用料及び手数料		70	30	△ 40	
③県支出金	保険給付費等 交 付 金	一般被保険者分	2,650,061	2,615,430	△ 34,631
		特別調整交付金	44,549	42,111	△ 2,438
④財産収入		815	3,838	3,023	
⑤繰入金	一 般 会 計	保険基盤安定繰入金(軽減分)	123,313	112,126	△ 11,187
		保険基盤安定繰入金(支援分)	55,091	60,087	4,996
		未就学児均等割保険税繰入金	903	727	△ 176
		職員給与等繰入金	8,175	8,516	341
		出産育児一時金等繰入金	3,334	0	△ 3,334
		産前産後保険税繰入金	379	291	△ 88
		財政安定化支援事業繰入金	57,598	54,408	△ 3,190
	そ の 他 繰 入 金	17,527	12,759	△ 4,768	
基 金 繰 入 金		22,789	24,799	2,010	
⑥繰越金		1	1	0	
⑦諸収入	延滞金・加算金及び過料		6,002	4,002	△ 2,000
	雑 入	一般被保険者返納金	2	2	0
		退職被保険者返納金	1	1	0
		一般被保険者第三者納付金	5,000	5,000	0
雑 入		1	1	0	
⑧国庫支出金		0	2,992	2,992	
歳入合計		3,499,950	3,454,759	△ 45,191	

議題第3号

令和8年度 東かがわ市国民健康保険事業特別会計予算(案)

《歳 出》

(単位:千円)

科 目			R7当初予算	R8当初予算	増 減
①総務費			18,253	21,364	3,111
②保険給付費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	2,268,018	2,199,022	△ 68,996
		一般被保険者療養費	15,298	15,512	214
		審査支払手数料	8,031	7,644	△ 387
	高 額 療 養 費	一般被保険者高額療養費	388,619	385,605	△ 3,014
		一般被保険者高額介護合算療養費	600	600	0
	移 送 費	一般被保険者移送費	250	250	0
	出産育児諸費	出 産 育 児 一 時 金	5,003	5,003	0
葬 祭 諸 費	葬 祭 費	1,800	1,800	0	
③国民健康保険事業費納付金	医 療 給 付 分	一般被保険者医療給付分納付金	542,191	554,172	11,981
	後 期 高 齢 者 支 援 金 分	一般被保険者医療給付分納付金	159,166	154,323	△ 4,843
	子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援納付金	0	15,574	15,574
	介護納付金分	介 護 納 付 金 分 納 付 金	53,036	50,121	△ 2,915
④共同事業拠出金		そ の 他 共 同 事 業 拠 出 金	0	0	0
⑤保健事業費	保 健 事 業 費		3,836	4,104	268
	特 定 健 康 診 査 等 事 業 費		32,484	33,427	943
⑥基金積立金		財 政 調 整 積 立 基 金 積 立 金	815	3,838	3,023
⑦公債費		利 子	0	0	0
⑧諸支出金	償 還 金 及 還 付 加 算 金	一般被保険者保険税還付金	2,400	2,400	0
		退職被保険者等保険税還付金	150	0	△ 150
		償 還 金	0	0	0
歳 出 合 計			3,499,950	3,454,759	△ 45,191

令和8年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）

令和7年12月

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

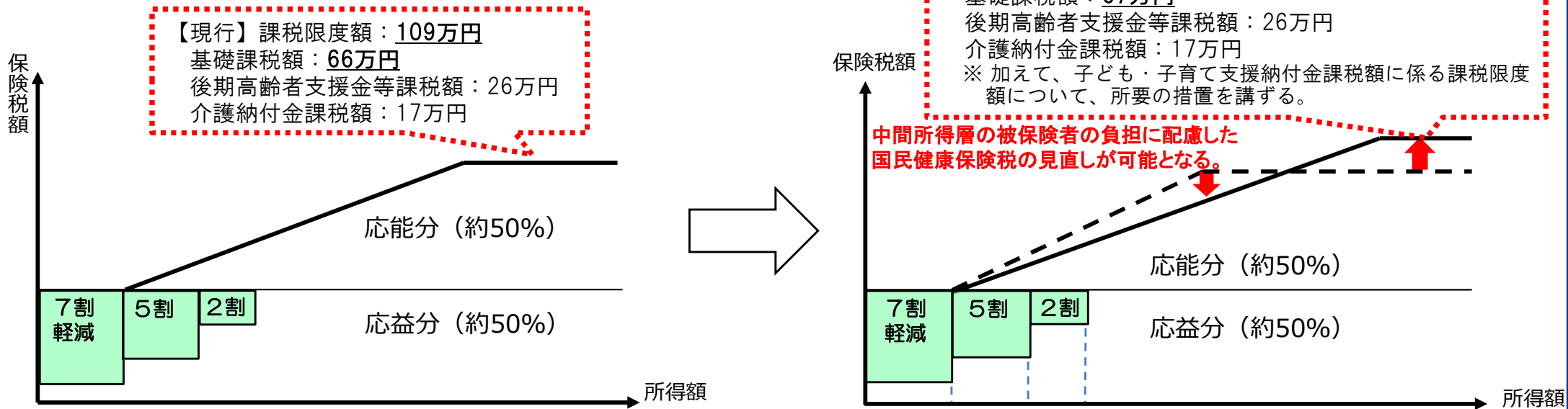
1 大綱の概要

I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容



【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 30.5万円 × (被保険者数 × 2)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 56万円 × (被保険者数 × 2)

【改正後】軽減判定所得

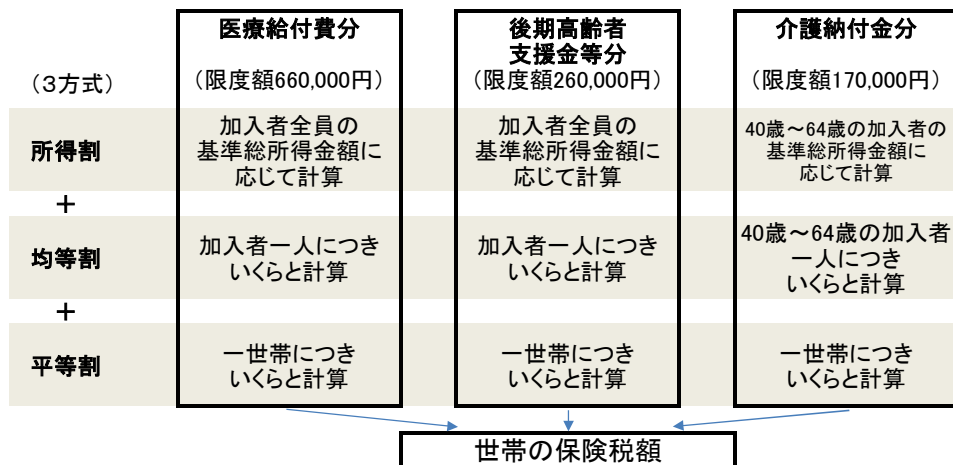
- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 31万円 × (被保険者数 × 2)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 57万円 × (被保険者数 × 2)

* 1 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

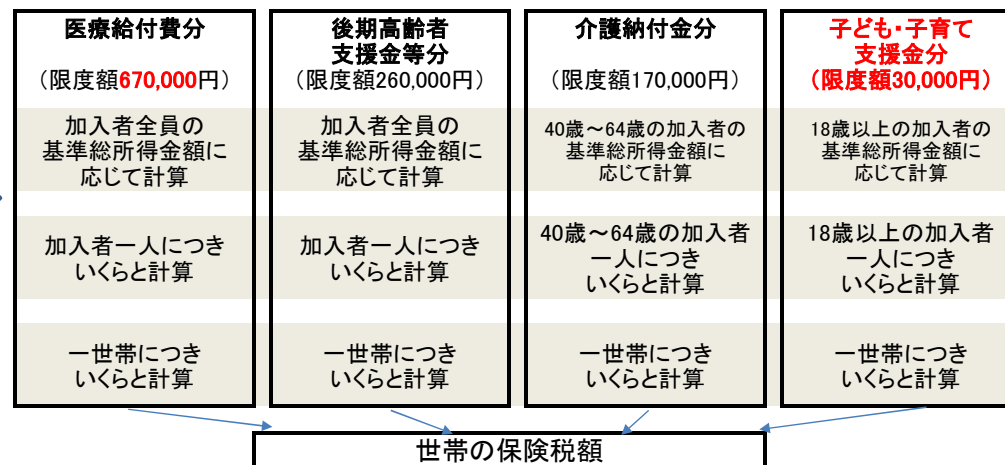
* 2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から 後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

子ども・子育て支援金の徴収開始について

1 国民健康保険税率について(令和7年度現在)



(令和8年度～)



2 現行税率と令和8年度子ども子育て保険料率の見込み(未決定)

課税区分	(課税方式)	現行税率 (3方式)	R8保険税率 (3方式)
①医療給 付費分	所得割額 課税対象額×税率	8.20%	8.20%
	均等割額 被保険者数×税率	28,000円	28,000円
	平等割額 1世帯あたりの税率	23,600円	23,600円
②後期高 齢者支 援金等分	所得割額 課税対象額×税率	2.50%	2.50%
	均等割額 被保険者数×税率	8,000円	8,000円
	平等割額 1世帯あたりの税率	7,000円	7,000円
③介護納 付金分	所得割額 課税対象額×税率	2.00%	2.00%
	均等割額 被保険者数×税率	9,000円	9,000円
	平等割額 1世帯あたりの税率	4,900円	4,900円
④子ども・ 子育て支 援金分	所得割額 課税対象額×税率	0.00%	0.29%
	均等割額 被保険者数×税率	0円	1,280円
	平等割額 1世帯あたりの税率	0円	778円

○ 1人あたり平均保険料 約 3,400円(年額) を予定(※所得の状況によって異なる)

○ 保険料率は標準保険料率を適用予定

・標準保険料率とは
現在、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となっているため、県が保険給付に必要な費用を市町へ支払い、各市町は県へ事業費納付金を納付することとなっている。この納付金をまかなうために必要な保険料率の水準を「標準保険料率」といい、毎年、県が各市町ごとに算定し、公表することとなっている。

○ 今後の保険料率について

支援金制度は令和8年度に創設され、令和10年度までに段階的に導入されるため(8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円)、1年ごとに保険料率の改定を予定している。

賦課限度額は3万円

子ども・子育て支援金

来年度から導入される子ども・子育て支援納付金について、国保料・税の保険料賦課・課税限度額が3万円になることがこのほど、わかった。

国保の来年度の賦課・課税限度額は▽基礎分67万円(前年度比1万円増)▽後期高齢者支援金分26万円(増減なし)▽介護納付金分17万円(同)▽子ども・子育て支援納付金分3万円(新設)の計113万円となる。

6000億円の規模で、このうち、市町村国保は1498億円。市町村国保1世帯あたりの支援金額(月額)は、平均約300円。夫婦と子のいる世帯の1世帯あたりの支援金額(50円丸め)は、▽年収80万円で50円▽年収100万円で50円▽年収150万円以上で250円▽年収200万円以上で400円▽年収250万円以上で550円▽年収300万円以上で650円と試算している。

子ども家庭庁は「医療費や介護費が高齢化等の影響で毎年増加していく中で、社会保険料には上昇圧力がかかるが、少なくとも、子育て支援施策に係る支援金の負担は、社会保障の歳出改革等で相殺される。このため、支援金導入に伴う実質的な負担は生じない」と説明している。

賦課限度額1万円増に

子ども支援金の限度額3万円

政令公布

国保料の賦課限度額を1万円引き上げることが明記した国保法施行令の一部改正政令が15日に公布された。4月1日から施行する。

基礎賦課分を66万円から67万円に1万円引き上げた。後期高齢者支援金分(26万円)と介護納付金分(17万円)は据え置いた。高所得層の負担を増やすことで、中間所得層の負担に配慮する。国保料の法定軽減について、7割軽減と5割軽減の判定所得も見直した。5割軽減判定に使わ

れている「30・5万円」を「31万円」に0・5万円引き上げ、2割軽減判定に使われている「56万円」を「57万円」に1万円引き上げる。物価上昇による年金収入増などで、これまで軽減を受けていた被保険者が軽減対象から外れないようにする。

改正政令では、子ども・子育て支援金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、現行の保険料体系に新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額」を位置づけた。交付金等省令では、支援納付金にかかる市町村標準保険料率などを新設し、それらの算定方法の規定を整備。

8年度は医療保険制度全体で6000億円の支援金を徴収。子育て支援の強化に充てる。国保が納付する支援金は約1500億円。